

# 忘れずに提出しよう 所得税の確定申告と市民税・都民税の申告 2月16日(木)から受け付けが始まります

窓口での受け付け期間は2月16日(木)～3月15日(木)です。市役所および税務署へ、車での来場は、遠慮ください。なお、税務署では確定申告書を郵送でもお受けします。申告書を郵送する方で「控え」が必要な方は、控えに住所、氏名などを黒ボールペンで記載の上、切手を貼った返信用の封筒を同封してください。

## 所得税の確定申告

申告と相談は、東村山税務署へ  
〒189-8555、東村山市本町1ノ20ノ22、  
☎042-394-6811(自動音声案内に  
沿って「0」を選択してください)

### 申告書は自分で書いて 早めにご提出を

所得税の申告と納税は2月16日(木)～3月15日(木)です。なお、この2日間は混雑が予想されます。あらかじめご了承ください。

### 所得税の確定申告にご注意

平成23年分の確定申告から、その年分の公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告の必要がなくなります。なお、この場合でも、医療費控除の申告など、還付を受けるための確定申告が可能です。  
※前記に該当し、確定申告の必要がない方であっても、市民税・都民税の申告は必要です。  
◎個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告  
消費税の課税事業者に該当する個人事業者の消費税と地方消費税の確定申告と納税は、4月2日(月)までです。平成23年分においては課税事業者となるのは、次の方です。  
①平成21年分の課税売上高が1000万円を超える事業者  
②平成21年分の課税売上高が1000万円以下の事業者で、22年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者

### 国税庁ホームページで確定申告書などの作成ができます

国税庁ホームページ内の「確定申告書作成コーナー」で申告書を作成し、プリントアウトしてそのまま税務署に提出することができます。また、「確定申告書作成コーナー」で作成した申告書は、e-Tax(インターネット)国税電子申告・納税システムを利用して送信することができます。e-Taxをご利用いただくためには電子証明書の取得など、各種の手続きが必要で、詳細は同ホームページ(http://www.nta.go.jp)をご覧ください。

### 所得税の確定申告が必要

① 事業を営んでいる方  
不動産所得などがある方、土地・建物などやゴルフ会員権

株式などを譲渡した方などで23年中の各種所得の合計額から所得控除額を差し引いた金額を基礎として計算した税額が、配当控除額、年末調整にかかると住宅借入金等特別控除額の合計額より多い方  
② 給与所得のある方で、次のいずれかに該当する方  
① 給与の収入金額が2000万円を超える方  
② 給与を1カ所から受けていて、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方  
③ 給与を2カ所以上から受けていて、年末調整されなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える方  
④ 同族会社の役員やその親族の方などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払いを受けた方  
⑤ 給与について、災害減免法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた方  
⑥ 在日の外国公館に勤務する方や家事使用人の方などで

給与の支払いを受ける際に所得税を源泉徴収されないこととなっている方  
納税には便利な口座振替で  
所得税や個人事業者の消費税の納税には口座振替が便利です。この制度を利用した場合は次の通りです。  
● 所得税Ⅱ 4月20日(金)  
▼ 個人事業者の消費税と地方消費税Ⅱ 4月25日(水)

## 市民税・都民税の申告

申告と相談は、市役所課税課市民税係へ  
(市役所2階・内線23333～23337)

### 申告が必要な方

市役所における申告の受け付けは、土曜・日曜日、祝日はお休みです。ただし、2月17日(金)と24日(金)の午後5時15分～8時に「夜間申告相談窓口」を行います。なお、午後5時15分以降は電話相談および証明書などの発行は行いません。  
① 勤務先から市役所へ給与支払報告書の提出がない方  
② 給与所得者でも、次のいずれかに該当する方  
③ 給与と所得者で給与以外の所得がなく、勤務先から市役所へ給与支払報告書を提出済みの方  
④ 24年1月1日現在、市内に住所があり、前年中に収入のあった方  
⑤ 24年1月1日現在、市民税の確定申告書を税務署に提出した方  
⑥ 給与と所得者で給与以外の所得がなく、勤務先から市役所へ給与支払報告書を提出済みの方  
⑦ 24年1月1日現在、市内に居住していないが、市内に事務所や家屋敷を有する方

### 申告の必要がない方

① 前記申告が必要な方の(1)～(3)に該当し、所得税の確定申告書を税務署に提出した方  
② 給与と所得者で給与以外の所得がなく、勤務先から市役所へ給与支払報告書を提出済みの方  
③ 23年中に退職し、24年1月1日現在就職していない方  
④ 給与のほかに地代、家賃、原稿料、年金、配当などの所得があった方(所得税では、給与と所得者で給与以外の所得が20万円以下の方については確定申告をする必要がありませんが、市民税・都民税では申告する必要があります)

### 申告に必要なもの

申告書▼源泉徴収票・収入証明書など前年中の収入金額の分かる書類▼社会保険料・生命保険料・地震保険料・医療費・寄附金などの各控除を受ける場合は、前年中に支払った証明書または領収書▼国民健康保険税、後期高齢者医療制度の保険料、介護保険料、国民年金で前年中に支払った領収書など▼認め印

### お願い

市役所でお受けできる確定申告書は、次のものに限りさせていただきます。  
(1) 提出のみの方Ⅱ内容が記入されていて、お預かりす

### ご注意ください

市役所で受け付ける市民税・都民税の申告では、所得税の還付は受けられません。還付の申告をする方は東村山税務署へ申告してください。

## 東日本大震災に係る 義援金を 支払った方へ

個人の方が、日本赤十字社や中央共同募金会などを通じて、東日本大震災に係る義援金を支払った場合、個人住民税の税額控除を受けることができます。  
個人住民税の税額控除を受けるには、所得税の確定申告が必要で、

書を作成することができます。なお、確定申告や所得税の寄附金控除などに関する情報は、同ホームページををご覧ください。  
また、個人住民税の税額控除に関する情報は、都主税局ホームページ(http://www.tax.metro.tokyo.jp)をご覧ください。

## 平日の日中、お忙しい方へ 夜間・休日納税相談窓口を 開設します

夜間と休日に納税相談窓口を開設します。市民税・都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料などの納め忘れはありませんか。仕事などで平日の相談が困難な方は、ぜひこの機会をご利用ください。  
相談の場合は、事前に来庁の日時をご連絡ください。  
※介護保険料、保育園保育料、学童保育料は、納付書を持参していただければ領収します。

## 募集

### 市立保育園のパート・臨時保育士の募集

市立保育園では、朝夕のパート保育士と、産休・育休・病休などの代替としての臨時保育士の登録を随時募集しています。  
①パート保育士Ⅱ勤務時間は午前7時～8時半と午後5時～6時半(しんかわ保育園ちゅうおう保育園、はくさん保育園は午後7時まで)。賃金は1時間当たり1010円(4月からは1030円)  
②臨時保育士Ⅱ勤務時間は午前8時半～午後5時、賃金は1時間当たり930円(4月からは950円)  
※①②とも、有資格の方。希望する方は、履歴書(写真添付)を、保育課(市役所2階)へ持参してください。  
※登録制のため、履歴書は返却しません。  
詳しくは同課保育係☎470-7745へ。

### 市税などの納付にご協力ください

2月29日(水)は、固定資産税・都市計画税第4期、国民健康保険税第8期、後期高齢者医療保険料第8期の納期限です。最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行(郵便局)でお納めください。詳しくは納税課☎470-7729へ。

### 夜間納税相談窓口 [日時] 2月22日(水)・23

は午前7時～8時半と午後5時～6時半(しんかわ保育園ちゅうおう保育園、はくさん保育園は午後7時まで)。賃金は1時間当たり1010円(4月からは1030円)  
②臨時保育士Ⅱ勤務時間は午前8時半～午後5時、賃金は1時間当たり930円(4月からは950円)  
※①②とも、有資格の方。希望する方は、履歴書(写真添付)を、保育課(市役所2階)へ持参してください。  
※登録制のため、履歴書は返却しません。  
詳しくは同課保育係☎470-7745へ。